

持運び式泡放射器等を備える機関区域に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

持運び式泡放射器等を備える機関区域に関する事項

改正理由

内燃機関のある機関区域に対する消火設備の設置要件を規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 10.5.2 規則においては、当該機関区域が A 類機関区域に該当する場合に固定式消火装置を備える旨明記されている。しかしながら、持運び式泡放射器等の追加の消火装置については、A 類機関区域に該当する場合にのみ設置が要求されるか否かが明記されていないことから、IMO において当該追加の消火装置の設置区域を明確にすべく検討が行われた。

その結果、2014 年 11 月開催の IMO 第 94 回海上安全委員会（MSC94）において、A 類機関区域に対してのみ、持運び式泡放射器等の追加の消火装置の設置が要求される旨明確にする SOLAS 条約第 II-2 章第 10.5.2 規則の表題の改正が IMO 決議 MSC.380(94)として採択された。

今般、MSC.380(94)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

鋼船規則 R 編 10.5.2 及び鋼船規則検査要領 R 編 R10.5.2 の表題を「内燃機関の設置される機関区域」から「内燃機関の設置される A 類機関区域」に改めた。